

議案第 99 号

専決処分の承認を求めることについて

損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成 30 年 11 月 28 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

市が管理する緑地内の樹木が倒れ、家屋の一部を損傷した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

別紙

専 決 処 分 書

下記のとおり損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

記

- 1 相手方 住所 (略)
氏名 (略)

2 事故の概要

平成30年10月1日、台風24号の影響により、市が管理する南入間野ふれあい緑地内の樹木が倒れ、相手方の家屋の屋根、雨樋及び外壁の一部を損傷した。

3 損害賠償の額その他の和解内容

損害賠償額 840,174円

その他 市と相手方は、本件事故に関し、上記損害賠償金以外には何ら債権債務がないことを確認する。

平成30年11月9日

狭山市長 小谷野 剛